

秋田県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和4年4月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)	
県道	旧	大館能代 空港西線	A	北秋田市脇神字からむし岱21番9地先から 今泉字根立場2番211まで	11.14～138.58	7.290
			B	北秋田市脇神字からむし岱21番9地先から 今泉字根立場2番211まで	7.62～144.95	7.578
	新	大館能代 空港西線	A	北秋田市脇神字からむし岱21番9地先から 89番21まで	27.18～ 83.40	0.870
			B	北秋田市脇神字からむし岱21番9地先から 今泉字根立場2番211まで	7.62～129.00	7.578

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和4年4月15日（金）から同月28日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

秋田県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和4年4月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	木戸石 鷹巣線	北秋田市坊沢字上三九郎岱87番3地先から 脇神字佐助岱36番3まで	41.00～121.80	0.852
	新	木戸石 鷹巣線	〃	43.41～146.48	0.852

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和4年4月15日（金）から同月28日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）